

平成30年10月施術分より
はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の
施術に係る療養費の支払方法が変更になります

「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師（以下、鍼灸師等という。）」の施術料のお支払い方法について、現在は施術を受けた方が窓口で「自己負担分」をお支払い頂き、自己負担分を除いた「施術料」は療養費として健康保険組合から鍼灸師等にお支払いをしています。

療養費支給の適正化の一環として、平成30年7月25日に開催されました第136回組合会の承認を得て下記のとおり取り扱いを変更いたします。今回の変更に伴いお手数をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 変更後の支払方法

- ① 施術料の全額(10割)を施術所の窓口でお支払いいただき、「領収書」の交付を受けてください。
鍼灸師等に、「施術内容証明書」の証明を受けてください。
- ② 下記の書類を、当組合に提出してください。(暦月ごとに申請)

『療養費支給申請書及び 施術内容証明書』	『はり、きゅう用』または『あん摩・マッサージ・指圧用』 の該当するものに記入。なお、「療養費支給申請書は申請 者」が、「施術内容証明書は施術者」の記入となります。
『医師の施術同意書（原本）』 ※初療日から3か月を経過した時点で、更に施術を受ける場合は再度、医師の施術同意（再同意） が必要です。 『領収書原本』（領収印のあるもの）	

- ③ 当組合において、健康保険に適用するものか否かを確認のうえ、療養費としてお支払いいたします。

他医療機関との併給確認のため、お支払いは最短でも施術を受けた月から3か月後になります。

※暦月での申請となる為、その月の全ての施術を終えてから、暦月分を受療者ごとに1枚ご申請ください。

2. 実施時期

平成30年10月施術分から

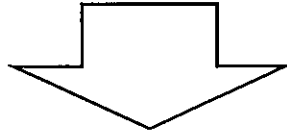
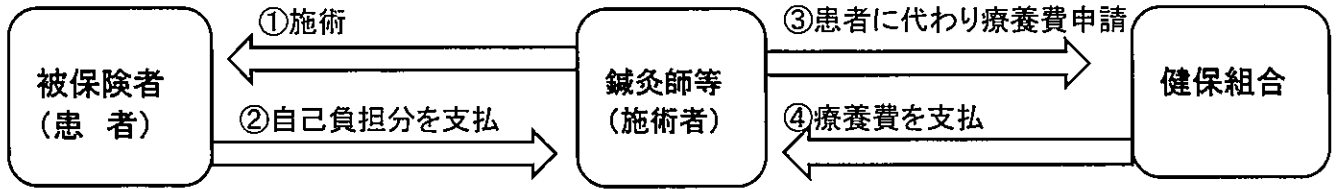
3. 申請書等（当組合ホームページに掲載）について

平成30年10月以降に鍼灸師等の施術を受け、療養費として請求される際は、上記申請書等の書類が必要となります。当組合のホームページから印刷してご使用ください。また、郵送させていただくことも可能ですので必要な場合は、健保組合までご連絡ください。

あんま・はりきゅう療養費支払のイメージ

(変更前)

平成30年9月施術分まで / 代理受領払い



(変更後)

平成30年10月施術分より / 償還払い

